

瀬戸内市監査委員公表第3号

平成29年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

平成29年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年2月7日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 馬 場 政 教

所管部署	瀬戸内市民病院
意見（要望事項）	措置の内容
<p>市は、随意契約の一種であるプロポーザル方式による業者選定を実施するに当たって、公平性、透明性及び客観性を担保するために、ガイドラインで、プロポーザル審査委員会の構成数について規定しており、このことは、公営企業である市民病院においても同様に留意されるべきであると考えられる。したがって、審査委員の構成については所管関係職員が過半数とならないように配慮して、その選定過程に公平性、透明性及び客観性に留意することが重要であり、事務処理上改善する必要があると認められる。</p>	<p>プロポーザル方式による業者選定については、平成 28 年度に実施後行っていなかったが、令和元年度において、医事業務及び給食業務の業者選定に際し実施した。プロポーザル審査委員については、医事業務、給食業務ともに委員数は、7 人で内訳は、外部委員 4 人、所管関係職員 3 人とし、所管関係職員が過半数とならないように措置した。</p>